

異業種 J V に係る 調査報告書

平成 17 年 3 月

異業種 J V 研究会

目 次

はじめに

(1) 調査研究の目的.....	1
(2) 調査研究の対象とするJVの範囲.....	1
(3) 調査研究体制.....	2

1. 発注事例の検討

(1) 発注事例の概要と発注者の評価.....	3
(2) 発注事例を踏まえた異業種JVのメリット及びデメリットの検討.....	8

2. 建設生産システムとしての異業種JV

(1) 公共工事発注方式の現状と異業種JV.....	12
(2) 異業種JVの位置付けのあり方.....	13
(3) 異業種JV活用の基本的考え方.....	13
(4) 異業種JVの将来展望.....	15

3. 異業種JVと共同企業体運用準則

(1) 発注事例を踏まえた異業種JVの類型整理.....	18
(2) 甲型・乙型の整理.....	20
(3) 入札参加資格登録制度との関係.....	21

4. JV構成員間の責任関係及び契約関係

(1) 現行制度上の整理.....	22
(2) 異業種JVにおける対応の検討.....	22
(3) JVにおける連帯責任のあり方.....	23

5. 専門工事業者の対応上の課題

(1) 入札参加資格の獲得.....	25
(2) 元請としての工事の施工.....	26
(3) 元請としての資質の向上.....	26

6. 今後の課題 28

別 紙 (委員名簿)	29
--------------------	----

はじめに

(1) 調査研究の目的

国土交通省においては、技術と経営に優れた意欲のある専門工事業者が伸びられる環境を整備する観点から、分離発注方式、CM方式等、多様な建設生産・管理システム形成のための取組を行ってきている。建設業を取り巻く環境が一段と厳しさを増し、供給過剰構造にある建設業者の再編が不可避となっている現在、優良業者が伸びられる環境を整備することの重要性は、一層大きくなっているところである。

一方、公共工事の発注者の側でも、コストの透明化の要請の高まり等から、従来の発注方式にとどまらない多様な発注方式への関心が高まりつつある。

業種を異にする者が結成する共同企業体である異業種JVは、専門工事業者が構成員となり元請として受注することを可能にするものであり、能力のある業者が伸びられる環境整備の有力な一手法となり得るものと考えられる。また、発注者にとっても、一括発注方式と比較してコストが透明となる、分離発注方式と比較して発注者の手間が軽減される等のメリットが想定される。

こうした中で、異業種JVは、「専門工事業イノベーション戦略」(平成12年7月公表)においても多様な建設生産・管理システム形成に係る施策の選択肢の一つとして位置付けられ、行政においてもさらに検討することが必要であるとされていたが、これまで本格的な検討はなされてこなかった。しかしながら、最近、公共工事での採用例も現れている状況下で、異業種JVの活用のあり方を検討する必要性も高まっている。

一方、異業種JVは、共同企業体運用準則における明確な位置付けがなく、構成員間の契約履行責任のあり方についても問題が残されているほか、単体企業に発注された場合と比べて運営面の非効率化を招く場合がある等のデメリットも想定される。したがって、異業種JVの活用のあり方を検討するに当たっては、そのメリット及びデメリットが十分に踏まえられる必要がある。また、異業種JVのメリット及びデメリットについては、これまで一般的な整理しかなされてこなかったことから、実際の発注事例の検討・分析を通じて、きめ細かく把握・整理することが重要であると考えられる。

本調査研究は、こうした問題意識に基づき、異業種JVについて、発注事例のケーススタディを踏まえ、発注方式としての位置付け、適正な活用のあり方等を検討することを目的とするものである。

(2) 調査研究の対象とする共同企業体(JV)の範囲

異業種JVは、文字通り業種を異にする者が結成する共同企業体(JV)である。今回の調査研究では、限られた時間の中で重点的な検討を行うため、調査研究の対象とするJVの範囲を次のように限定するものとする。

なお、本調査研究では、都道府県へのアンケート結果を踏まえ、異業種JVの採用事例のある道府県からヒアリングを行うことで事例を収集しており、本報告書は、道府県の事例に基づいて取りまとめられたものである。

工事の種類別

異業種JVは、公共工事、民間工事を問わず活用され得るものであるが、今回の調査研究では、公共工事を念頭に検討を行うものとする。ただし、本調査研究の成果は、民間工事においても参考となり得ると考えられる。

構成員の種類

異業種JVの構成員としては、建設業者の他、設計事務所、メーカー等も想定される。しかしながら、現在の公共工事は設計と施工の分離を原則としており、都道府県の採用事例でも設計と施工を一括して異業種JVに発注している事例はわずかであったことから、今回の調査研究では、施工段階における建設業者のみを構成員とするJVを念頭に検討を行うものとする。

業種の構成

「専門工事業イノベーション戦略」では、異業種JVの類型として「総合工事業者と専門工事業者」、「専門工事業者同士」の2つを想定している。今回の調査研究に先立って行った都道府県へのアンケート調査でいずれの類型も採用例が見られたことから、本調査研究でもこの2類型を対象とすることとする。なお、ここで言う「業種」の区分は、建設業法別表第一の28業種区分を基本として考えるものとする。

(3)調査研究体制

(財)建設業振興基金を事務局とし、学識経験者、地方公共団体で発注業務に携わる職員及び建設業の業界団体が推薦する者を委員とする「異業種JV研究会」(別紙)を設置し、検討を行う。

1. 発注事例の検討

異業種JVの活用のあり方に関する検討を行う前提として、都道府県の発注事例の検討を通じて、異業種JVのメリット及びデメリットを整理することとする。

(1) 発注事例の概要と発注者の評価

都道府県の発注事例

国土交通省では、今回の調査研究に先立ち、平成16年8月30日付けで、全国の都道府県を対象に異業種JVへの発注実態の調査を行った(有効回答44)。その概要は次のとおりである。

ア) 異業種JVへの発注の実態

異業種JVへの発注実績を有するのは10道府県で、うち公表可能なものの概要は次頁の表のとおりである。ここからは、異業種JVの活用実態として、次のようなことがうかがわれる。

(a) JVの形態

特定・経常の区別については、特定が大部分であるが、経常も存在する。特定については、各県とも数個程度であり、個別に試行されているという事情が窺われる。一方、経常については、北海道で多数の発注実績があることが注目される。

甲型・乙型の区別については、基本的に乙型が採用されているが、甲型の事例も存在する。

(b) 工事の種別

工事の種別については、太陽光システム改修工事、廃棄物中間処理施設建設工事、高度廃水処理施設建設工事等の特殊な技術を要すると思われる工事と、道路改築工事、公園整備工事等の各県で定常的に行われていると見られる工事とが混在している。

(c) 建設業者の組合せ

「総合工事業者と専門工事業者」、「専門工事業者同士」の2類型が存在するが、前者の方が多数である。また、組合せの事例には、次のようなものがあった。

総合工事業者と 専門工事業者	土木一式 + 舗装 + とび・土工・コンクリート(道路法面) + 造園(公園、道路)
	建築一式 + とび・土工・コンクリート(解体) + 電気
専門工事業者同 士	電気 + 機械
	舗装 + 造園

(d) 構成員の数

2社が多いが3社、4社の事例もある。

(表) 異業種JVへの発注実績を有する都道府県とその対象工事の例

都道府県名	発注実績(件)	甲/乙	特定/経常	組 合 せ	契約金額(千円)	備 考
北海道	96 (15年度 96件)	乙	経常	一般土木(1社)+舗装(1社) 電気(1社)+舗装(1社)	(最高額) 294,000 (最高額) 178,500	道路改築工事等 ロードヒーティング工事等
茨城	2 (14年度 1件) (15年度 1件)	甲	特定	建築一式(1社)+電気(1社) 建築一式(1社)+とび・土工・コン クリート(1社)	119,175 288,300	公園設備改修工事 展望施設整備工事
山梨	1 (15年度 1件)	乙	特定	電気(1社)+機械(1社)	283,500	下水道ポンプ場電気機械 工事
京都	3 (14年度 2件) (15年度 1件)	乙	特定	建築一式(1社)+とび・土工・コン クリート(1社) ほ装(2社)+土木一式(1社) ほ装(2社)+土木一式(1社)	376,950 251,790 176,238	校舎等解体改修工事 道路環境改善工事 道路環境改善工事
鳥取	2 (16年度 2件)	乙	特定	道路土工(1社)+法面工(1社) 道路土工(2社)+法面保護工 (1社)+グラウンドアンカー工(1社)	公告中 公告中	道路改良工事 橋梁整備工事
香川	2	乙	特定	清掃施設(1社)+建築一式(2社) 清掃施設(1社)+建築一式(1社)	14,490,000 1,417,500	廃棄物中間処理施設建設 工事 高度廃水処理施設建設工事
高知	10 (13年度 5件) (14年度 2件) (15年度 2件) (16年度 1件)	甲	特定	ほ装(1社)+造園(1社) 土木一式(1社)+とび・土工(1社) 土木一式(1社)+造園(1社) 土木一式(1社)+造園(1社)	226,800 120,540 125,475 142,800	公園整備工事 緊急地方道整備工事 公園整備工事 道路改築工事

注) 上記は、平成16年8月20日付けで国土交通省が都道府県に対して実施した「異業種建設工事共同企業体に関する実態調査への協力依頼について」のとりまとめ結果のうち公表可能なものである。

イ)異業種JVを活用しない理由

現在異業種JVを活用していないと回答した34府県について、その理由を尋ねた結果は次のとおりであった。

適当な建設工事がない	19
発注者としてのメリットがない	12
業界からのニーズがない	8
分離・分割発注で対応している	4
その他	3

発注事例に見る異業種JVのメリット及びデメリット

次に、本研究では、上記発注実績を有する道府県のうち、北海道、茨城県、京都府及び鳥取県からヒアリングを行った。その概要は、以下のとおりである。

事例1：【茨城県】公園内の太陽光システムの改修工事(電気工事+建築工事)

採用の理由	非常に狭隘な敷地でプール、体育館等の公園施設を営業しながらの施工であり、電気工事と建築工事とが密接に関係する工事で両者の連携が必要であることから、それぞれの業種の得意部門のノウハウを生かすことにより、質の高い、効率的な施工が可能になると判断した。
形態	特定・甲型 本件は工事規模が特定JVの要件に合致 乙型は過去運用しておらず、協定書も定めていない。
メリット	〔発注者側〕 ・諸経費の縮減が図られる(仮設、現場事務所の共有等) ・分離発注の場合に比べて発注者との連絡調整が可能 ・円滑な工程管理により工期短縮が期待できる ・設備取合い部で瑕疵が発生した場合、瑕疵担保責任が明確 ・専門工事業者が元請のため、品質確保に有効
デメリット	〔発注者側〕 ・JV結成手続のため、分離発注の場合に比べて約1か月余分に時間がかかる。

事例2：【茨城県】展望施設整備工事(建築工事+とび・土工・コンクリート工事(解体))

採用の理由	山頂展望台、売店の一部解体、擁壁補強工事であり、資材や解体材の搬入・搬出にケーブルカーを使用すること、気象条件が工期に影響を及ぼすこと、登山客等の安全が最優先であることから、専門業者それぞれが有する能力を発揮させることとした。
-------	---

形態	<p>特定・甲型</p> <p>本件は工事規模が特定JVの要件に合致</p> <p>乙型は過去運用しておらず、協定書も定めていない。</p>
メリット	<p>〔発注者側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸経費の縮減が図られる(仮設、現場事務所の共有等) ・分離発注の場合に比べて発注者との連絡調整が可能 ・円滑な工程管理により工期短縮が期待できる ・設備取合い部で瑕疵が発生した場合、瑕疵担保責任が明確 ・専門工事業者が元請のため、品質確保に有効 ・各構成員が技術力を十分に発揮できる。 ・各構成員が連携し行き届いた安全管理が行われる。 <p>〔施工者側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各構成員が技術力を十分に発揮できる。
デメリット	<p>〔発注者側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JV結成手続のため、分離発注の場合に比べて約1か月余分に時間がかかる。

事例3：【鳥取県】法面工事と掘削工事(一般土木(道路土工)+法面保護工・グランドアンカー工) 現在施工中のため、メリット及びデメリットは予想

採用の理由	<p>従来は特定・甲型JVのみ運用しており、大規模(同種)工事は甲型JVで、異なる工種の工事は分離発注方式で、分離発注した工事がなお大規模な場合は甲型JVで、という取扱いを行ってきたが、工事間の密接な調整が必要な場合には分離発注方式では調整が難しいことから、異業種JVを試行した。</p>
形態	<p>特定・乙型</p>
メリット	<p>〔発注者側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの企業体の中で工事間調整ができ、分離発注の場合に比べて安全性向上、工期短縮が図られる。 ・分離発注の場合に比べて現場数が減少し、発注者の監督業務、調整業務が軽減できる。 ・コストが削減できる。 ・専門工事業者の裁量範囲が拡大する。 <p>〔施工者側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業者の裁量範囲が拡大する。《発注者側と共通》
デメリット	<p>〔施工者側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JV結成に伴う事務の増加(協定書作成、JV経理等) ・他の構成員の施工部分にも連帯責任を負わされる。
特記事項	<p>構成員が倒産した場合、異業種JVでは残存構成員で責任を持って施工できるか問題があるため、JVは解散する旨の特約</p>

	を付している。
--	---------

事例 4 :【北海道】路盤改良を伴う道路改良工事(一般土木工事 + 舗装工事)

採用の理由	元々、一般土木工事と舗装工事とは分離発注していたが、前工程完成・引渡し後に次工程が施工開始するため全体工期が長く、周辺住民からの苦情、交通渋滞等で苦慮していた。そこで、特定・乙型の異業種JVにより施工してきたが、運用基準に抵触すること(対象工事を「概ね3億円以上の大型工事」と規定)、年間発注件数が一定量ある(約100件)こと等を踏まえ、経常・乙型の異業種JVに切り替え、本格実施している。
形態	経常・乙型 乙型は異業種のみ認めている
メリット	〔発注者側〕 <ul style="list-style-type: none"> ・分離発注の手間の削減 ・「丸投げ」の不安の払拭 ・工期短縮が期待 ・一つの企業体が施工するため一体的な品質が確保 〔施工者側〕 <ul style="list-style-type: none"> ・構成員同士の技術的交流 ・専門工事業者(舗装)の受注機会の確保 ・発注者、地元との調整をJVで行うことによる無駄の削減 ・施工区分が明確であり、責任施工されることによる品質の確保 ・書類作成の分業あるいは集約が可能
デメリット	〔発注者側〕 <ul style="list-style-type: none"> ・構成員が倒産した場合の工事の取扱い ・他の構成員施工部分の瑕疵保証 〔施工者側〕 <ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーが配置する現場代理人の常駐期間の長期化 ・経費率が分離発注の場合に比べて低減されるため、経費分担で調整が困難になるケースが想定 ・次工程担当構成員は前工程担当構成員の施工能力や工事進捗状況に影響を受ける ・異なる工種で組成されていながら工事施工評価は1本

事例5：【京都府】校舎改築工事(建築工事+とび・土工・コンクリート工事(解体))

採用の理由	分離発注を基本としつつ、大規模かつ分離に馴染まない「渾然一体」となった工事については、限定的に異業種JVが適当と考え、必要の都度採用している。
形態	特定・乙型
メリット	〔発注者側〕 ・「渾然一体」の工事の着実な施工 〔施工者側〕 ・専門工事業者の受注機会の確保
デメリット	JV一般について言われるデメリットはともかく、異業種JV特有のデメリットはない。

(2)発注事例を踏まえた異業種JVのメリット及びデメリットの検討

検討の視点

次に、上記(1)の発注事例に即し、異業種JVのメリット及びデメリットを検討する。

異業種JVのメリット及びデメリットは、発注者と施工者とで評価が異なると考えられることから、それぞれの立場から整理する必要がある。また、前述の発注事例の検討からもうかがわれるように、異業種JVは、一括発注方式、分離発注方式のそれぞれと比較したメリット及びデメリットを有していると考えられることから、常に両方式との関係を念頭に整理を行う必要がある。

異業種JVの活用のあり方については、こうした整理を踏まえた上で、異業種JVを適正に活用することが、公共工事の品質確保やコストの縮減、建設業の健全な発展等につながるかどうか、そして最終的に国民の利益となるかという観点から検討されるべきものであると考えられる。

なお、異業種JVのメリット及びデメリットには、同業種からなるJVも含めたJV一般に共通するものと、異業種JVに固有のものがあると考えられる。一方、一括発注方式又は分離発注方式が採られる場合でも、その受注者については、単体企業である場合と、同業種からなるJVである場合とが考えられる。以下では、論点を分かりやすくするため、一括発注又は分離発注の受注者が単体企業である場合を念頭に、比較を行うこととする。

発注者の立場からの整理

ア)適切な施工の確保

道府県からのヒアリングによれば、異業種JVが採用された工事では、異業種JVについて次のようなメリットが指摘された。

- ・騒音対策、安全管理、施設利用者への配慮等が高度に要求される工事
- ・異業種の工事を一体として発注することにより、コストの縮減、工期の

短縮等が図られる工事

- ・分離・分割で施工を行うことにより、工期調整、仮設資機材調達等、施工上のデメリットが生ずる工事
- ・大規模かつ分離できない「渾然一体」となった工事
- ・工事間・工程間の調整が特に必要な工事

これらのうち第一の項目は一括発注方式に対するメリット、それ以外は分離発注方式に対するメリットに、それぞれ対応するものであると考えられる。

一括発注方式は、総合工事業者による一体的な品質管理や施工管理が行われることから、一般に、確実な施工を確保するために効率的なシステムであると言える。これに対し、異業種JVは、専門工事業者がJV構成員として元請の一員となることから、専門工事業者の専門的な能力を発注者との密接なコミュニケーションの下でよりきめ細かく発揮させることができるというメリットがあると考えられる。上記事例を踏まえて言えば、例えば供用中の施設について利用者の安全を確保しつつ工事を行う必要がある、地域の特性上周辺環境への配慮が特に要求される等の要請があり、工事の各段階で、当該要請に関し専門的な能力を持った専門工事業者と発注者との間のきめ細かな意思疎通が必要となるような場合には、異業種JVがメリットを発揮することになる。

ただし、JV一般に関しては、小規模工事のように単体企業での施工の方が効果的と考えられる工事について特定JVへの発注が行われる場合や、十分な施工能力を有していない建設業者が構成員になっているJVに対して発注が行われる場合には、効率的な施工が行われない恐れがあることが指摘されている。異業種JVについても、こうした発注が行われた場合には、同様のデメリットを生ずることになると考えられる。

一方、分離発注方式は、発注者が、工事の性格に応じて発注区分を決定し、それぞれの受注者と直接意思疎通を行うことで、発注者の意図を実現するという特質を持っている。異業種JVは、こうした観点からは分離発注ほどには徹底した仕組みではないが、逆にJVという単一の主体が受注し、構成員間の密接な連携が図られるという特徴がある。このため、上記各項目に見られるように、分離発注方式と比較して「一体的な品質管理や安全対策が可能」、「作業間の調整が円滑化し工期の短縮が図られる」等のメリットがあると考えられる。こうしたメリットは、上記事例を踏まえて言えば、例えば工事間の密接な調整が必要な特定の工事や、工期短縮に関し強い要請がある工事等において、より多く発揮されるものと考えられる。

また、異業種JVでは、構成員が元請としての立場で共同して施工することから、構成員間の情報交換や専門工事業者からの施工方法の提案がより容易になり、より適切な施工に資するというメリットがあると考えられる。これらは、一括発注方式、分離発注方式のいずれに対しても異業種J

Vが有するメリットであると考えられる。

イ)コスト構成の透明性向上

乙型JVについては、構成員間の費用分担が共同企業体協定書第8条に基づく協定書で明らかにされることから、発注者は、対象工事の費用構成を構成員ごとの分担額として知ることが可能である。これは、一括発注方式と比較したメリットと言える(ただし、JV構成員の数以上には分割して知ることはできない)。

これに対し、分離発注方式では、発注者の施工管理の体制、コスト等を勘案しながらではあるが、適切な単位に分割して発注することが可能であるから、コスト構成の透明性向上の観点からは、一層優れた方式であると言えることができる。

したがって、コスト構成の透明性という観点からは、異業種JVは、一括発注方式と分離発注方式の中間的な位置にあると考えられる。

ウ)発注手続

一括発注方式との比較では、JV結成手続等により発注までに要する期間が長くなる、打合せ等の事務手続が増加する等のデメリットが考えられる。

一方、分離発注方式との比較では、JV結成手続等により発注までに要する期間が長くなるデメリットは存在するものの、複数の施工者と請負契約と関係を持つ必要がなくなることから、発注業務の軽減等のメリットがあるものと考えられる。

したがって、発注手続の簡便さについても、異業種JVは、一括発注方式と分離発注方式の中間的な位置にあると考えられる。

エ)契約履行責任

施工者が倒産した場合、発注者は、倒産した施工者の未完成部分や支払状況の確認、残存工事の施工者の確保等に関しリスクを負うことになるが、JVでは、構成員が工事の完成に関し相互に連帯責任を負うことから、このリスクが軽減(分散)されることになる。

しかしながら、異業種JVでは、構成員の一部が破産、脱退等により離脱した場合に、残存構成員が離脱した構成員の担当部分について建設業法上の許可を有していない等の理由から施工が継続できない事態が想定される。このように、異業種JVでは、JVのメリットであるはずの契約履行責任に不明確な点があることが問題となる。

施工者の立場からの整理

ア) 専門工事業者の活躍の場の拡大

専門工事業者にとっては、一括発注方式と比較して、異業種JVにより元請の一員として受注し、自らの技術力を発注者に直接アピールする機会が増大することになる。このことは、意欲のある専門工事業者の事業展開にとってメリットとなるものと考えられる。

このメリットは、特に総合工事業者がスポンサーとなる異業種JVでは、分離発注方式と比較すれば小さい。ただし、前述のように、異業種JVには、構成員の技術交流による企業の技術力の強化、企業連携による技術力、営業力の強化といった独自のメリットが存在することにも注目する必要がある。なお、この点に関してはJVの場合には、構成員が独自に獲得した技術力や知見が他の構成員に流出するとのデメリットが指摘されるが、異業種JVの場合には、異なる業種であることから、このデメリットは相対的には小さいとも考えられる。

イ) 円滑な施工の確保

一括発注方式との比較では、高度あるいは特殊な技術を持った専門工事業者が対等の立場で参画することにより、相互の情報交換や施工方法等に関する技術開発が促進されるというメリットも指摘されている。一方、デメリットとしては、JV一般について指摘されていることとして、運営が非効率になる場合があること等が考えられる。

分離発注方式との比較では、安全対策、近隣対策等が一体的に遂行できる、施工時期の調整等が容易になる等のメリットが考えられる反面、スポンサーの技術者配置の長期化等のデメリットも指摘されている。

また、一括発注方式、分離発注方式それぞれと比較したデメリットとして、これもJV一般に関して言われていることであるが、JV構成員の現場での調整業務が増加すること、JV運営上の管理体制の不備により安全管理体制に問題が生じる場合があること等が考えられる。

ウ) 契約履行責任

前記エで述べたように、JVでは各構成員が契約履行の連帯責任を負うことから、この点で一括発注方式、分離発注方式と比較して、構成員の責任が加重されていることになる。異業種JVでは、この連帯責任の履行方法に不明確な点があることが、各施工者にとってのリスクとなり得ることが考えられる。

2. 建設生産システムとしての異業種JV

次に、異業種JVのメリット及びデメリットを踏まえ、異業種JVの活用のあり方を検討する。

(1) 公共工事発注方式の現状と異業種JV

ア) 一括発注方式と分離発注方式

これまで、我が国では、施工に関するすべての業務を包含して総合工事業者に請け負わせる一括発注(一式請負)方式が広く活用されてきた。この方式は、総合工事業者が施工管理を行うとともに品質確保の責任も担うことから、発注者にとっては、施工上のリスクの軽減、発注に伴う事務負担の軽減等、メリットが大きい。こうした理由から、この方式は、幅広く活用されてきたところである。

その一方で、国等が発注する工事については、官公需法等に基づき分離発注を推進するとともに、地方公共団体に対しても、通達等により繰り返し分離発注の要請がなされている。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図るための措置に関する指針」においても、「設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事コスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする」とされているところである。

イ) 都道府県における対応

今回のヒアリングでは、異業種JVへの発注について、「大規模かつ分離できない渾然一体となった工事(について異業種JVへの発注を検討)」、「異業種の工事間において施工調整が必要な工事(について異業種JVに発注)」という対応が報告された。これは、分離発注方式を原則としつつ、これになじまない工事の一部を、施工者間の円滑な調整、専門工事業者との直接のコミュニケーションの確保等を期待して異業種JVに発注するという考え方に立ったものと思われる。

また、「工事内容を確認した上で、専門工事業者の受注機会の確保と工事間・工程間調整が必要な工事のみ(異業種JVに発注)」とする対応も見られたように、専門工事業者の受注機会の確保という観点も踏まえて異業種JVへの発注を行っている例も見られた。

ただし、特定の工事に関し異業種JVを「本格実施」している北海道の事例を除き、ヒアリングを行った府県では、異業種JVへの発注は試行的な段階にとどまっている。本調査に先立って行った都道府県に対する実態調査の結果も踏まえれば、都道府県における異業種JVの採用は、総体としては未だ試行的・例外的なものとなっているのが現状であると考えられる。

(2) 異業種JVの位置付けのあり方

一方、1(2)で見てきたように、異業種JVは、独自のメリット及びデメリットの構造を有しており、異業種JVの採用が最も合理的となるケースが典型的に存在し得ると考えられる。こうしたケースでは、異業種JVを例外的措置とする発想を脱し、むしろ異業種JVの採用を積極的に検討することが合理的であると考えられる。換言すれば、異業種JVを、当初から発注者の選択肢の一つに加え、それぞれのメリット及びデメリットを比較し、その結果異業種JVのメリットがより大きければ異業種JVの採用を検討するというアプローチが、発注者の対応として合理的であると考えられる。

また、異業種JVは、構成員が元請としての立場で共同して施工を行うことから、相互の情報交換や専門工事業者からの施工方法等の提案がより容易になるという特徴を持っている。

異業種JVでは、総合工事業者と専門工事業者とが一つの企業体の構成員として、互いに協力して契約を履行する立場に置かれることになる。このことは、総合工事業者と専門工事業者とを施工責任を巡って一種の緊張関係の下に置くのではなく、逆に両者の関係を積極的な協力関係へと転換する契機を含んでいると考えられる。これは、従来元請・下請関係に代わる新たな建設生産システムのあり方を示唆するものであると言えるであろう。

このように、異業種JVは、単なる従来発注方式の補完的手法ではなく、独自のメリット及びデメリットの構造を有する一つの可能な建設生産システムとしての位置付けを与えられる可能性がある。異業種JVの活用のあり方に関する検討は、こうした観点にも立って行われるべきものと考えられる。

(3) 異業種JV活用の基本的考え方

どのような場合に異業種JVの活用を検討すべきかは、最終的には発注者の判断であるが、異業種JVについては、参考となる事例の蓄積が少ないこと等に鑑み、どのような場合に異業種JVの採用が合理的となるかに関する一般的な考え方を示すことが、現時点では有意義と考えられる。こうした観点から、以下、一般的な整理を試みることにする。

ア) 基本的な考え方

既に述べたように、異業種JVは、特定の工事でメリットを発揮する一方、JVへの発注にふさわしくない工事等に採用された場合には施工の非効率化等のデメリットが生じ得るとともに、契約履行責任に不明確な点がある等の固有のデメリットもあることが明らかになった。

このことから、基本的な考え方としては、異業種JVの活用は、異業種JVの採用によってより適切な施工が図られる可能性のある特定の種類の工事を中心に検討されるべきものと考えられる。こうした工事では、他の方式と比較した異業種JVのメリットがデメリットを凌駕する場合がありますとされる

からである。

ただし、異業種JVのメリット及びデメリットをそれぞれどのように評価するかは発注者によって異なり得ることから、対象工事をどの程度広く取るかについては、発注者に委ねることが合理的である。

イ) 検討のためのアプローチ

異業種JVの活用のあり方を検討する方法の一例として、下記のように、異業種JVのメリット及びデメリットを一括発注方式及び分離発注方式とそれぞれ比較し、いずれも異業種JVのメリットの方が大きいと認められるケースを抽出するというものが考えられる。

もちろん、これは一例に過ぎないが、どのような考え方を採るにしても、総合的に見て最もメリットの大きい方式が選択されるべきことは当然である。また、その選択について、判断過程を含め、十分な説明が求められることは言うまでもない。

(a) 一括発注方式と異業種JVとの比較

- ・ 専門工業者に高度に専門的な能力が求められ、発注者と専門工業者との密接なコミュニケーションが必要な工事ほど、適切な施工の確保上異業種JVの特性が発揮される余地が大きく、異業種JVのメリットが大きくなる。
また、専門工業者に高度に専門的な能力が求められ、専門工業者が元請の一員として十分な情報交換等を行うことでより適切な施工が図られると見込まれる工事についても、異業種JVのメリットが大きくなる。
- ・ 逆に、適切な施工の確保上異業種JVのメリットが十分に発揮されない工事では、一括発注方式のメリットの方が大きくなる。
- ・ 「専門工業者の側に高度に専門的な能力が求められ、発注者と専門工業者との密接なコミュニケーションが必要な工事」等であるかの「線引き」については、例えば、発注者が施工の効率化、発注業務の軽減、契約履行責任の明快さ等を重視するならば一括発注方式の領域が拡大することになる。逆に、発注者がコスト構成の透明化、専門工業者の育成等を重視するならば、異業種JVの領域が拡大することになる。
- ・ 一般的には工事の規模が小さすぎる場合、JVの構成員が多すぎる場合、構成員間の施工力・経営力の格差が大きすぎる場合等には、異業種JVの採用に当たって、施工の非効率化、不良・不適格業者の参入等の弊害が生じる恐れが大きくなると思われることに留意が必要である。

(b) 分離発注方式と異業種JVとの比較

- ・ 分離が難しい工事や工事間・工程間調整が必要な工事ほど、適切な施工の確保上異業種JVの特性が発揮される余地が大きく、異業種JVのメリットが大きくなる。

- ・ 逆に、適切な施工の確保上異業種JVのメリットが十分に発揮されない工事では、分離発注方式のメリットの方が大きくなる。
- ・ 「分離が難しい工事」、「工事間・工程間調整が必要な工事」等の「線引き」については、例えば、発注者がコスト構成の透明化を重視するならば、分離発注方式の領域が拡大することになる。逆に、発注者が一体的な品質管理、発注業務の軽減等を重視するならば、異業種JVの領域が拡大することになる。
- ・ 一般的には工事の規模が小さすぎる場合、JVの構成員が多すぎる場合、構成員間の施工力・経営力の格差が大きすぎる場合等には、異業種JVの採用に当たって、施工の非効率化、不良・不適格業者の参入等の弊害が生じる恐れが大きくなると思われることに留意が必要である。
- ・ 技術者が不足している等により分離発注するための十分な体制を有しない発注者は、コスト構成の透明化促進、専門工事業者の育成等の観点から、分離発注方式に代わって、当分の間異業種JVを採用することも考えられる。

(4)異業種JVの将来展望

「隙間」から「一つの選択肢」へ

既に述べたように、特定の工事について異業種JVを「本格実施」している北海道のような例を除き、異業種JVへの発注を行っている地方公共団体のほとんどは、異業種JVを一括発注方式と分離発注方式の「隙間」の仕組みとして捉え、極めて例外的な措置として位置付けているのが現状であると考えられる。

ここまでの検討で、異業種JVを発注者の一つの選択肢に加えることが適当であるとの考え方が示されたが、現実にもそのような運用が行われるためには、いくつかの前提条件が整備される必要がある。

その第一は、制度的な裏付けを整備することである。異業種JVは現在、共同企業体運用準則上の位置付けがなく、地方公共団体にとっては、対外的説明も考えると、「試行的実施」と言わざるを得ない要因の一つとなっている。また、既に述べたように、JV構成員の離脱時の残存構成員の責任が不明確であり、発注者・施工者双方にとってリスク要因となっていることも、異業種JVの現実の採用に当たって重要な問題である。異業種JVが一つの選択肢として認知されるようになるためには、これらの制度的裏付けを整備することが重要であると考えられる。この点については、次章以下で検討することとする。

第二は、施工者が受け入れやすい環境を整備することである。異業種JVは、専門工事業者にとってはメリットが大きいですが、総合工事業者にはメリットが少ないものと受け取られかねないことから、現在の建設生産システムにおける元請・下請関係の下では、専門工事業者が異業種JVへの参画を躊躇する事態も危惧される。このため、異業種JVを採用する場合には、発注者がその必要性、総合工事業者にもメリットがあること等を十分に周知することも必要となるで

あろう。

また、総合工事業者が多様な発注方式のメリットをより自由に享受できるような環境整備について、引き続き取り組んでいく必要がある。

今後活用が考えられる分野

異なる業種の事業者が共同して一つの事業を遂行するという異業種JVの形態については、例えば以下のように多様な分野での活用可能性があることが指摘された。これらについては、発注者等のニーズも踏まえ、どのようなメリット及びデメリットがあるか、活用に当たってどのような解決すべき問題があるか等をさらに検討していく必要がある。

ア) CM方式と組み合わせた活用

CM方式の基本的な仕組みは、発注者がコンストラクション・マネージャー(CMR。通常は複数の専門家からなるチーム)とマネジメント契約を締結し、CMRは、技術的な中立性を保ちつつ発注者の補助者・代行者として、設計や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理等の各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うというものである。この方式では、一括発注方式では総合工事業者に一任するマネジメント業務を発注者側で行うため、発注者にとって、コスト構成の透明化、発注者側からの品質管理の徹底等が図られることが期待されている。

CM方式では分離発注の形態が採られることが多いが、工事をどの程度細分化して発注するかは、発注者側の裁量となる。細分化するほど、工事のコスト構成が明確になる、各分野の専門工事業者と直接契約できる等のメリットが生ずるが、反面、発注のための事務量が増大する、施工者間の調整が難しくなる等のデメリットが発生する。

このため、工事に関係する専門工事業者に類似の工種間で異業種JVを結成させ、いくつかのグループに編成した上で、それぞれの異業種JVに対し(分離)発注するということも検討の余地がある。この手法によれば、専門工事業者にとっても、一定のまとまった単位の工事を一式的に請け負う機会の増大につながるものと期待される。

イ) 建設業以外の事業者との連携

本研究会では、時間の制約等もあり、建設業者同士の異業種JVのみを調査検討の対象としたが、建設業者以外の者も含む異業種JVが想定される。今回の調査に先立って行った都道府県へのアンケート調査でも、建設業者と資材メーカーとのJV(公営住宅の増築工事)、設計事務所と建設業者のJV(体育館建設工事)等の例が見られたところである。

こうした新たな分野については、未だ事例も極めて少ないことから、そのメリット及びデメリットの評価等についても今後の事例の蓄積に待つべき部

分が大きいと考えられるが、以下考えられる活用分野を例示する。

設計事務所とのＪＶについては、建設業者の施工技術・ノウハウを設計段階から直接反映できること等から効率的な施工に資する可能性が指摘されており、発注者の選択肢の拡大という観点から、今後さらに検討を深めていく必要がある。

また、資材メーカーとのＪＶについては、メーカーとの連携を強化することで、資材調達をより円滑かつ適切に行うことができるというメリットが考えられる。また、施工者は、メーカーの供給した材料の不具合に起因する瑕疵についても責任を問われることになるが、施工者にとっては納品段階の品質しか知ることができず、その生産プロセスはいわばブラック・ボックスであり、責任追及や発生防止について適切な対応が難しい状況にある。メーカーをＪＶに組み入れれば、メーカーもＪＶの一員として発注者に対して直接責任を負う立場となることから、こうした問題も解消されることになる。

建設業者以外とのＪＶは、建設業者の活動領域を広げることも期待される。例えば、最近公共主体・民間主体ともに用いられるようになってきたＥＳＣＯ (Energy Service Company) 事業は、省エネルギーに資する施設の改築等の費用を、当該改築等によるエネルギー節減分で賄う方式であるが、この事業主体として、機械及び電気機器メーカー、設備業者等がＪＶを組む例が多い。こうした機会を得ることは、建設業者の事業機会の拡大に資するだけでなく、建設業者の経験の幅を広げることになる。

また、民間事業者が公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うＰＦＩ事業では、複数の民間事業者の出資により設立された特定目的会社（ＳＰＣ）がＰＦＩ事業契約に基づき、設計、建設、維持管理、運営等の各業務を発注する形態が一般的である。ＰＦＩ事業はすでに１８８件の実施方針が公表されており（平成１７年３月現在）、ＰＦＩ事業における業務の受発注形態等を検討することは、今後の異業種ＪＶに関する検討の一助となり得るものと考えられる。

3. 異業種JVと共同企業体運用準則

異業種JVを発注者の「一つの選択肢」とするに当たっては、異業種JVの共同企業体運用準則上の位置付けを明確にする必要がある。この点について、以下で検討する。

(1) 発注事例を踏まえた異業種JVの類型整理

共同企業体運用準則

現在、公共工事の発注者がJVを活用するに当たっては、「共同企業体運用準則」(昭和62年中央建設業審議会建議。以下「準則」という。)に従い、その対象工事、構成員等について明確・適正な運用基準を定め、それに従った適正なJVの運用を確保するものとされている。

準則では、JVの類型として特定JVと経常JVの2つが設定されており、それぞれ次のような目的を有するものとされている(「共同企業体の在り方について」(昭和62年8月17日中央建設業審議会)。

特定JV	大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する等工事の規模、性格に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体
経常JV	中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

発注事例に現れた異業種JVの類型

本研究会において調査した異業種JVの発注事例は、現行の準則とどのような関係にあるのかを検討する。

ア) 特定JV

今回の事例に現れた異業種の特定JVに係る工事の基本的な性格は、必ずしも「大規模かつ技術的難度が高い」とは言えないが、利用者への配慮等の特別の要請がある工事について、専門的又は特殊な施工能力を有する者を構成員とするJVを活用することで、より安定的かつ効果的な施工を図るというものであった。実際にも、これらの工事の多くは、準則に示された工事の規模等の要件に該当するとは言えないと考えられる。したがって、この類型の異業種JVを準則上も認知するためには、準則上に示された特定JVの拡大について検討する必要がある。

公共工事の発注については、受注機会の配分との誤解を招くようなJVを排除する観点から、単体企業への発注を基本とするとともに、JVの活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲に留めるべきものとされている。準則も、この「単体発注の原則」に立って、特定JVの対象工事を定めている。

「単体発注の原則」は、JVが受注機会の配分のために利用され、本来単

体企業により効率的に施工できる工事について非効率な施工が行われることを防止する趣旨であり、「大規模かつ技術的難度の高い」ものでなくても、単体企業による効率的な施工を上回るメリットがある工事について、「JVの活用を一切排除することをまでを意図したものではないと考えられる。したがって、例えば「専門的又は特殊な施工能力を有する者を構成員とするJVを活用することで、より安定的かつ効果的な施工を図ることが期待できる工事」についても、特定JVの対象工事に加えることを検討し得るものと考えられる。

ただし、「単体発注の原則」に照らせば、JVの目的の拡大については、施工の非効率化等を招くことがないよう、慎重な検討が必要である。

特に、「大規模かつ技術的難度の高い」工事はその概念が比較的明確であるが、例えば「専門的又は特殊な施工能力を有する者を構成員とするJVを活用することで、より安定的かつ効果的な施工を図ることができる工事」は、未だその概念が十分明確とは言えず、受注機会の配分のために濫用される危険が相対的に大きい。このことから、少なくとも、対象工事の概念をより明確なものにする必要がある。

また、この類型を認めると特定JVの対象工事の規模が引き下げられ、その結果、次に述べるように、特定JVが同種工事に反復継続して経常的に用いられるケースが出てくることが想定されることにも、留意が必要である。

イ) 経常JV

準則では、経常JVは、「継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する」ために、建設業者側の意向で結成されるものとされている。これは、特定JVが、「大規模かつ技術的難度の高い工事を施工する」という発注者側の必要に基づくものであることと対照的なものとなっている。

今回の事例では、経常JVである異業種JVを採用していたのは北海道のみであった。この事例は、上記ア)に該当する工事について、同種の工事が一定期間に相当数発注されることが予定されていることに鑑み、入札参加資格登録制度を使い発注業務を合理化する目的で経常JVを採用しているものである。これは、いわば特定JVを「経常化」したものであり、準則に規定された経常JVとは基本的な性格を異にするものである。

こうした「経常化した特定JV」の本質は基本的に特定JVであるとも考えられるが、この種のJVを特定JVと構成するか経常JVと構成するかで、JV構成員を中小・中堅企業に限定するか、JVの構成員が他の経常JVの構成員となることができるか、JV構成員の単体企業としての登録が認められるか等について、結論が異なってくる可能性がある。

このことから、この類型のJVについて、準則上の対応を検討するに当たっては、発注政策上の位置付けも踏まえ、その性格を明確に整理する必要がある（本報告書では、分類上便宜的に経常JVとして取り扱うことにするが、

何らかの結論を示唆するものではない。)。

異業種 J V の 4 類型

において検討した 2 類型の他、異業種 J V は、次のように、現行準則に則した形態のものも考えられる。

- ・ 大規模かつ技術的難度の高い工事について、専門的又は特殊な施工能力を有する者を構成員に加えることで、より安定的かつ効果的な施工を図ることを目的とする J V (現行の特定 J V に相当)
- ・ 業種を異にする優良な中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化することを目的に結成する J V (現行の経常 J V に相当)

これらを総合すると、異業種 J V には 4 類型があることになり、下表のように整理することができる(名称は本研究会で仮に付したものである。)。

今後は、上述したように、現行準則の範囲を超えると考えられる 2 類型について、それぞれの項目で示した論点を検討する必要があると考えられる。

	分類	目的
特定 J V	大規模・高難度 工事型	大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を集結することにより、工事の安定的施工を確保。
	非分離発注型	上記以外の工事について、専門的又は特殊な施工能力を有する者を施工者として参画させることで、工事の安定的施工を確保。
経常 J V	経営力・施工力 強化型	中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化。
	非分離発注型	の工事が一定期間中に相当数発注されることが予定されている場合に、発注を合理化する目的で入札参加資格登録制度を採用するもの。

(2) 甲型・乙型の整理

異業種 J V は、異なる建設業許可を有する総合工事業者と専門工事業者、あるいは専門工事業者同士が J V を構成するものであるから、各構成員は、請け負った工事をあらかじめ許可業種に係る工事種類に分割し各々が分担した工事について責任をもって施工することになる。このような形態の J V は、基本的に乙型と考えられる。本調査研究に先立って行った都道府県へのアンケート調査でも、大部分は乙型が採用されており、国土交通省直轄工事における異工種建設工事共同企業体の取扱においても、乙型のみが採用されている。

一方、甲型は構成員が出資比率に応じて「渾然一体」となって施工する方式であり、あくまでも工事全体を J V として施工しなければならない。 J V 構成員が

異なる建設業許可を有する場合、各々が法的に施工し得る工事は限定されていることから、「渾然一体」となって施工するという形態は、構成上無理が大きいと考えられる。

なお、今回ヒアリングを行った事例の中に、甲型を採用していた県があったが、これは過去乙型を運用しておらず乙型の共同企業体協定書を定めていないといった事情があり、甲型・乙型の比較検討により甲型が選択されたということではないようである。

(3)入札参加資格登録制度との関係

経常JVである異業種JVについて、入札参加資格登録制度を適用するに当たっては、登録区分の設定に関し、次の二つの対応が考えられる。これらのうちいずれかが合理的であるかについて、検討を行う必要がある。

(a) 登録工種は現状どおり単一としておき、別途、異業種JVの登録制度を新設する。

(b) 現状の「土木一式」や「舗装」といった単一の登録工種の他に、異業種JV向けに「土木一式及び舗装」等といった組合せを設定し、申請を受け付ける。

(a)による場合には、各構成員はそれぞれ自己が有する業種の許可に相応した登録工種について入札参加資格登録を受けていることが前提となる。したがって、発注者において異業種JVの組成や構成員のランク等を公告し、その要件を満たす建設業者が経常異業種JVを結成し申請することになる。なお、組合せ自体を建設業者の自主的主体的判断に委ねる場合には、申請された異業種JVが実際予定する工事に照応するものか、構成員の組成や能力は適当か等について、発注者が判断しなければならない。

一方、(b)による場合には、「土木一式及び舗装」等といった組合せの異業種JVとして入札参加資格を審査することとなるが、従来の同業種からなるJVとは組成が異なるため、発注者は、総合点数のランク区分を異業種JV向けに新たに設定する必要が生じる。

【参考】

異業種経常JVを本格実施している北海道では、発注者から組合せを限定せず「異なる業種の資格者による組合せ」として、登録申請を随時受け付けている。

- ・ 自主結成、結成期間に定めなし
- ・ 参加資格の有効期間は1年度間
- ・ 結成の回数は、異なる資格の種類の場合ごとに同一の営業地域において3回まで(例えば、一般土木+舗装の組合せでA土木現業所管内を営業地域とするJVは3つまで結成可)

4. J V 構成員間の責任関係及び契約関係

(1) 現行制度上の整理

一般に J V では、構成員が工事完成前に倒産等により離脱した場合、残存した構成員の工事完成責任や瑕疵担保責任が問題となる。

J V の債務の履行については、最高裁判決(平成 10 年 4 月 14 日第 3 小法廷)が次のように判示し、構成員は、J V がその事業のために第三者に対して負担した債務について連帯債務を負うものとしている。

共同企業体は、基本的には民法上の組合の性質を有するものであり、共同企業体の債務については、共同企業体の財産がその引当てになるとともに、各構成員がその固有の財産をもって弁済すべき債務を負うと解されているところ、共同企業体の構成員が会社である場合には、会社が共同企業体を結成してその構成員として共同企業体の事業を行う行為は、会社の営業のためにする行為(付属的商行為)に他ならず、共同企業体がその事業のために第三者に対して負担した債務につき構成員が負う債務は、構成員である会社にとって自らの商行為により負担した債務というべきものである。したがって、右の場合には、共同企業体の構成員は、共同企業体がその事業のために第三者に対して負担した債務につき、商法第 511 条第 1 項により連帯債務を負うと解するのが相当である。

また、国土交通省が提示する特定建設工事共同企業体協定書(乙)も、構成員の請負契約の履行及び瑕疵担保に係る責任に関し、次のように規定している(共同企業体協定書は構成員間の協定であるが、その内容は、発注者と J V の間の請負契約の内容の一つとなる。)。

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(2) 異業種 J V における対応の検討

(1) で述べたように、J V 構成員が負う連帯責任の内容は、離脱した構成員の分担工事を完成することとして取り扱われている。しかしながら、異業種 J V は異なる工種の業者によって組成されており、離脱した構成員が担当していた工事を施工できない(当該工事について建設業法上の許可を有していない、実際にも十分な技術力を有していない等)事態が想定される。異業種 J V のこのような特性を踏まえると、異業種 J V の構成員が離脱した場合の取扱については、次の 2 つが考えられる。

ア)当該JVによる工事続行を基本とする

異業種JVは、各構成員がそれぞれの専門分野で能力を発揮することを発注者から期待されているものであるから、一部の構成員が離脱した場合に、残った構成員が離脱した構成員の担当工事を施工することは、基本的に適当でないと考えられる。したがって、JVが工事を続行するためには、残った構成員が、離脱した構成員と同等の能力等を有する者を探し、JVに加入させた上で工事を続行するという対応を取る必要がある。

この場合、離脱した構成員と同等の能力等を有する者を加入させることができなかつたときは、発注者との工事請負契約は履行不能となり、解除されることとなる。解除に際しては、JVは発注者に対し違約金（損害賠償の予定として約定された額）を支払うこととなる。

この対応では、工事を続行させるか契約を解除するかの判断は発注者が行うこととなるが、工事の続行か契約解除かについて受注者（JV）の意向を尊重する仕組みも検討の余地がある。

なお、工事の途中で構成員を追加することは、入札時に競争に参加していない者をJV側の裁量で受注させることになることから、入札の透明性・公正性の観点から問題が生じ得る。この点を問題にするのであれば、次項イ)の対応が選択されることになるであろう。

ただし、入札の透明性・公正性については、例えば構成員離脱時に新たに加入する者の資格要件を発注者があらかじめ明確にしておく等の対応で一定程度は確保できるとも考えられる。この点については今後の検討課題であるが、構成員を追加して工事を続行させることのデメリット（入札契約の透明性等の問題）と、契約解除を行うことのデメリット（工事の未完成部分等の確認、残存工事の施工者の確保、工事の遅延等に関するリスク等）との比較が一つの論点となると思われる。

イ)構成員離脱を契約解除事由とする

ある構成員が離脱した時点で、JV側の工事続行能力や意思にかかわらず、発注者が工事請負契約を解除するという対応である。今回ヒアリングを行った事例でも、一部でこの対応が行われていた。

この対応では、発注者の側から解除を行うこととなることから、構成員の離脱が解除事由になる旨を請負契約上明記する必要がある。なお、受注者であるJV側との紛争を予防する観点から、契約時に、この旨をJV構成員に十分説明しておくことが適当である。

(3)JVにおける連帯責任のあり方

JV制度においては、JVの構成員が連帯して発注者に対して責任を負っており、このことが制度のメリットとなっている。また、そのことによってJVが活用されるとすれば、JV構成員も結果的に利益を受けていると言えるであろう。

しかしながら、現行の同業種からなるJVでの「完全な連帯責任」が、異業種JVにおいても公平かつ妥当なものであるかは、必ずしも自明ではない。ある構成員の脱退や倒産については、そのような者をパートナーとして選んでしまったという事情はあるとしても、他の構成員を強く非難できない面があり、業種を異にする者がそれぞれの専門分野の施工を行うという性格の強い異業種JVでは、他の構成員に完全な連帯責任を負わせるのは酷ではないかという考え方もあり得るからである。

一方、上述のように、JV構成員はJVを結成することで一定の利益を享受していると考えられることから、ある構成員の脱退、倒産について他の構成員が全く責任を負わないのも、公平を欠く結果となる。

こうした点を考慮すると、難しい問題ではあるが、異業種JVが発注者に対して支払う違約金の額を調整することで、発注者とJV構成員との間の合理的なリスクの分配を図るという考え方も、検討の余地があるのではないと思われる。上記最高裁判決も、完全な連帯責任とは別の責任原理を当事者の合意で取り決めることまでを否定するものではないと思われる。

このことについては今後の検討課題であるが、上述のようにJV制度では構成員の連帯責任が発注者にとっての大きなメリットとなっていることから、異業種JVについてこれと異なる対応を行うことの合理性も含め、慎重に検討する必要がある。

5 . 専門工事業者の対応上の課題

異業種JVでは、専門工事業者が元請の一員として受注する機会を得ることができ、専門工事業者の中には、元請としての施工経験を有しない者も少なくない。このため、異業種JVが適切に活用されるためには、元請となる専門工事業者が、元請企業として適切に行動できることが不可欠である。

元請として求められる対応は、経営事項審査の受審等の制度的な対応と、元請としての能力向上の2つがある。

(1)入札参加資格の獲得

異業種経常JVが実際に公共工事を受注するには、指名競争入札に係る入札参加資格を得る必要がある。そのためには、次のような対応が必要である。

ア)経営事項審査の受審

経営事項審査制度は、公共工事の入札に参加しようとする建設業者について、経営規模、経営状況等の客観的事項を審査するものであり、毎年度の受審が義務付けられている。

ここでは、次の4項目が審査によって点数化され、その合計が総合評定値(「客観点数」。国土交通省直轄工事では「経営事項評価点数」)として示される。この評定値に、「主観点数」(国土交通省直轄工事では、「技術評価点数」)と称される発注者ごとの評価(工事成績、工事経歴等)を加えた「総合点数」により、発注者ごとの「格付け」が行われる。

経営規模(工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数)

経営状況(売上高営業利益率、必要運転資金月商倍率、自己資本比率、自己資本対固定資産比率等12の指標で評価)

技術力(建設業種類別技術職員数)

その他の審査項目(労働福祉の状況、工事の安全成績等)

これらから明らかであるように、経営事項審査を受審するに当たっては、いわゆる「どんぶり勘定」を脱してコスト管理、資金管理等を徹底すること、必要な技術者を確保すること、労働福祉への対応等社会的責務を果たすこと等が必要となる。

イ)JV構成員となるための要件

(a)特定JV

JVの活動に伴って不良不適格業者が参入することを防止し、JVが十分な施工能力を有すると認められる企業のみによって構成されることを担保するため、準則は、構成員の資格要件を定めている。特定JVに係る要件は、以下のとおりである。

当該工事に係る許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。

当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同様の工事を施工した経験があること。

全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

なお、これら要件は、JV構成員として満たすべき最低限の基準であり、各発注者が、それぞれのJVの活用目的、対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ独自の要件を定めることが予定されている。

(b) 経常JV

経常JVについても、特定JVと同様の観点から、準則において、上記3要件とほぼ同様の資格要件が定められている。ただし、次のような特例が認められている。

工事施工実績については、「当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする」とされ、発注機関によっては、例えば下請としての相当な施工実績をもって施工能力に遜色がないと認められる場合には、例外的に構成員として認められる場合がある。

技術者の配置についても、一定の例外措置が認められる場合がある。

(2) 元請としての工事の施工

工事を受注した後も、元請として工事を施工するに当たっては、建設業法上の様々な規制を遵守しなければならない。代表的なものは、次のようなものである。

- ・ 施工体制台帳の整備
- ・ 工事現場への技術者の配置
- ・ 専任技術者の配置 等

これらに見られるように、元請となるためには、技術者の確保等の体制整備が不可欠である。異業種JVの結成、受注を図る専門工事業者は、技術者等の確保を計画的に行っていく必要がある。

また、元請となるに当たっては、建設業法等の関連する法制度についても、十分な知識を持つ必要がある。法律に関する知識を身に付けることは、JV以外の工事についても、元請・下請関係の適正化や紛争の予防に資すると思われる。

(3) 元請としての資質の向上

上記のような制度上要求される事項への対応に加え、元請として適切な施工を期するための資質向上も、極めて重要である。

元請としての資質向上のあり方については、CM方式において分離発注が採用された場合に施工者(専門工事業者)に期待される取組を示した「CM方式に対応した施工体制のあり方研究会調査報告書」(平成16年6月)の指摘が参考となると考える。その概要は、次のとおりである。

- ・ 研修や実務経験等を通じて施工管理能力、調整能力、安全管理能力の向上に努め、コーディネート力を持った人材の確保・育成を進める。その場合、熟練した専門的スキルや総合的な管理能力を有する基幹技能者が、大きな役割を果たすと考えられることから、専門工事業界において一層の普及・促進を図る取組が行われることが期待される。
- ・ 見積能力の向上に努める。
- ・ 法令に規定された技術者を配置できる組織体制、プロジェクト遂行時に生じた諸課題に迅速的確に対応できる組織体制を整備する。中でも安全衛生管理に関する組織的な能力向上に努める。
- ・ 元請としての責任を果たす上での基本となる法的知識を習得する。(建設業法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)
- ・ 施工品質の確保に努めるとともに、瑕疵担保責任を確実に果たせるよう、経営体質強化、制度的担保等を検討する。

これらの取組を実現するためには、相当高度な能力を有する人材を確保するとともに、企業自体の体制整備も必要となる。したがって、これらを一社で対応するのではなく、関連する専門工事業者がJVを組み、人材や経営資源を共有することも検討に値する。そうして実現した異業種JVは、ある分野の工事は一式で請け負う等、これまでの枠を超えて活躍できると考えられる。

こうしたことにも現れているように、異業種JVは、専門工事業を束ね、より強い専門工事業を作っていくための一つの手法ともなり得るものである。

6. 今後の課題

以上、異業種JVの活用にあたって検討・整理しておくべき事項を、現時点で可能な限り検討してきた。最後に、今後の課題と思われる事項を記して、本報告書を閉じることとする。なお、各論的な検討課題は本文の各所で詳細に述べられているところであるから、ここでは、各論で論じられなかった課題について記すこととする。

その第一は、異業種JVを活用した合理的な建設生産システムを具体化することである。2.(2)で述べたように、異業種JVは、新たな建設生産システムとなるべき可能性を有していると考えられる。このことから、現在の建設生産システムの実態を把握し、その問題点を明らかにするとともに、例えばモデルとなる事業を選定し、異業種JVを中核としたシステムを提示してその効果を検証する等の対応を行うことで、新たな建設生産システムを形にしていくことが重要であると考えられる。

また、建設産業の構造改善を推進するにあたっては、意欲ある企業の取組がシステムの改善に有効に反映するような仕組みを作ることも重要である。こうした観点から、異業種JVについても、例えば施工者側で自主的に異業種JVを結成し、その採用を発注者に働きかけていくような仕組みについても、検討していく必要がある。

第二は、JV制度自体の適正化を推進することである。現在、公共工事の請負金額総額の3割をJVが受注しているが、JVについては、「受注機会の配分のために濫用されている」、「不良・不適格業者の温床となっている」等の実態が指摘されており、公共工事の品質確保という観点からも、その運用改善が求められているところである。異業種JVの活用を推進していくにあたっては、その前提となるJV制度について、国民の信頼を得られる形で運用改善を図っていく必要がある。

第三は、情報の蓄積、交換を促進することである。異業種JVは、全体としては未だ試行段階にあり、参考となる例が多くない中で、多くの地方公共団体では、その採用に慎重にならざるを得ない状況にあると考えられる。このことから、異業種JVについて、事例を収集・蓄積し、採用の考え方、具体的なメリット及びデメリット、発注上の留意事項等に関する情報を発注者間で共有する体制を整備することが重要であると考えられる。また、こうした情報の共有が進むことで、本報告書の各論点の検討を、さらに深めていくことが可能になるであろう。

今回の調査研究では、時間等の制約がある中で、建設生産システムとしての異業種JVの意義を明確にし、異業種JVの活用にあたって課題となるべき点を示すとともに、その解決に向けた検討の方向性を示すことができたものとする。本報告書を契機に、今回明らかにされた課題等に対する検討が深められ、異業種JVの適正な活用に向けた取組が一層促進されることを期待するものである。

異業種JV研究会 委員名簿

(座長)

大森文彦 東洋大学法学部教授、弁護士

(委員)

古阪秀三 京都大学大学院工学研究科助教授

六波羅昭 (財)建設業情報管理センター理事長

梅田巖 丸泰土木(株)代表取締役

影田武道 日本電設工業(株)上席執行役員営業統括本部長

岐部一誠 前田建設工業(株)総合企画部経営企画グループ部長

才賀清二郎 (株)才賀組取締役社長

塩沢昌春 野原産業(株)最高顧問

寺坂文男 清水建設(株)法務部部长

橋本一彦 新菱冷熱工業(株)専務取締役営業本部長

細村国夫 鹿島建設(株)土木営業本部副本部長兼建設交通部長

上原博 北海道建設部建設情報課長

七五三敏信 千葉県県土整備部建設・不動産課長

中村敬二 京都府土木建築部指導検査課参事

(オブザーバー)

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設振興課長